

草津市勤労者福祉基本方針 の改訂について (概要説明)

令和元年9月

草津市 環境経済部 商工観光労政課

草津市勤労者福祉基本方針とは

- ・ 企業や勤労者（※）、行政がそれぞれの立場で果たすべき役割を分担しながら共に協力し、より良い労働環境の創造を願い、勤労者福祉の向上を図るための指針として策定。
- ・ 本市が推進すべき施策の基本的な方向性を示す指針として、4つの施策・方向性と対策を記載。
- ・ これらの推進により、基本理念として掲げる「働く喜びや勤労生活の充実が実感できるまちづくり」を目指す。

（※）勤労者とは、勤労所得（給料や賃金等勤労に基づく所得）で生活する人を指す。

これまでの経過

平成元年3月

草津市勤労者福祉基本方針 策定

- (1) 勤労者の生活安定のために
- (2) 余暇時間の充実を図るために
- (3) 高齢化社会に備えるために
- (4) 誰もが等しく働けるために
- (5) 勤労者福祉団体の育成のために

平成14年8月

草津市勤労者福祉基本方針 改訂

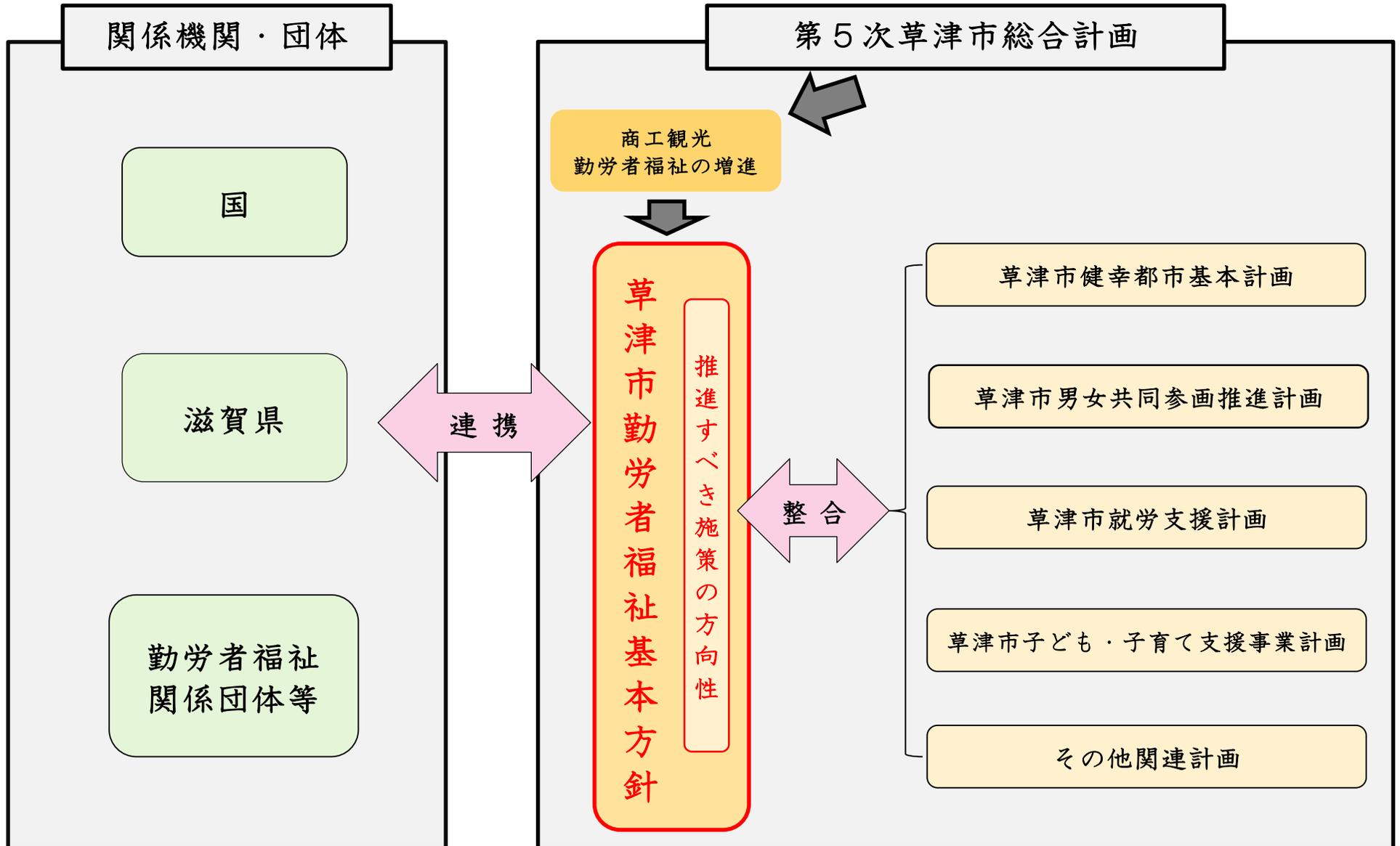
- (1) 充実した生活創造に向けて
- (2) 高齢社会をおかえて
- (3) 誰もが等しく働けるために
- (4) 勤労者福祉団体の育成のために

平成23年3月

草津市勤労者福祉基本方針 改訂 (現方針)

- (1) 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組み(充実した生活創造に向けて)
- (2) 働きやすい環境づくりに向けた取り組み(誰もが等しく働けるために)
- (3) 高齢社会を迎えた取り組み
- (4) 勤労者福祉団体等との連携

基本方針の位置づけ



昨今の社会情勢の変化（一部）

働き方改革関連法(平成31年4月施行)

- ・労働時間法制の見直し
→ 多様な「ワーク・ライフ・バランス」の実現
- ・雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
→ 同一企業内における正社員と非正規社員の間にある不合理な待遇の格差をなくす

労働施策基本方針(平成30年12月公表)

労働者がその能力を有効に発揮することができるようにするため、働き方改革の意義やその趣旨を踏まえた国の労働施策に関する基本的な事項等について示したもの。

改訂の視点

- (1) 現行の内容から現状に合わない項目を削除するとともに、必要な項目を追加するなど、時流の変化を踏まえた見直しを行なう。
- (2) 働き方改革の意義やその趣旨を示した国の指針である「労働施策基本方針」を参考にした見直しを行なう。
- (3) 市の施策であることを踏まえて、原則、市が主体となって取り組むべき事項について記載する。

【担任事務】

草津市勤労者福祉基本方針の改訂について必要な事項の調査審議に関する事務

【定数】

8名以内

【委員資格】

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募市民
- (3) 関係する団体から選出された者



【任期】

令和元年9月1日から調査審議した方針案を市長に答申する日まで

【第1回】

- ・基本方針の改訂方針（案）について
- ・基本方針の体系の見直しについて

【第2回】

- ・基本方針の改訂案（素案）について

【第3回】

- ・基本方針の改訂案（修正版）について